

国民健康保険請求の手引

(医科・歯科)

平成 29 年 4 月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に「ご連絡下さい」。

保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号
市	高知市	390013	(直)088 (823) 9359	退職国保 7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者 8割 (平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方) (平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方)
	室戸市	390021	(直)0887 (22) 5133	
	安芸市	390039	(直)0887 (35) 1002	
	南国市	390047	(直)088 (880) 6555	
	土佐市	390054	(直)088 (852) 7625	
	須崎市	390062	(直)0889 (42) 1191	
	土佐清水市	390088	(直)0880 (82) 1108	
	宿毛市	390096	(直)0880 (63) 1112	
	四万十市	390104	(直)0880 (34) 1114	
	香南市	390112	(直)0887 (57) 8506	
香美市	390120	(直)0887 (53) 3115		
郡	東洋町	390203	(直)0887 (29) 3394	一定以上所得者 7割 指定公費1割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方)
	奈半利町	390211	(直)0887 (38) 8181	
	田野町	390229	(直)0887 (38) 2812	
	安田町	390237	(直)0887 (38) 6712	
	北川村	390245	(直)0887 (32) 1214	
	馬路村	390252	(直)0887 (44) 2112	
	芸西村	390260	(直)0887 (33) 2112	
	大川村	390419	(代)0887 (84) 2211	
	土佐町	390427	(直)0887 (82) 1110	
	本山町	390500	(直)0887 (76) 2113	
	大豊町	390518	(代)0887 (72) 0450	
	佐川町	390708	(直)0889 (22) 7706	
	越知町	390716	(直)0889 (26) 1170	
	中土佐町	390724	(直)0889 (52) 2213	
	日高村	390740	(直)0889 (24) 5111	
	橋原町	390799	(直)0889 (65) 1170	
	大月町	390831	(直)0880 (73) 1113	
	三原村	390864	(直)0880 (46) 2111	
	いの町	391003	(直)088 (893) 1117	
津野町	391011	(直)0889 (55) 2314		
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1088		
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3117		
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2800		
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8808	上記と同様 ただし退職を除く
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4380	
	中央建設	133264	03 (3200) 1155	
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7001	
	全国歯科	093013	088 (823) 7369	
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1738	
	建設連合	233064	03 (3504) 1241	
	全国左官	133231	03 (3269) 4778	
全国板金	133280	03 (3453) 8464		

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

請求書は、紙レセプト分、福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の請求分について作成してください。**オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内・県外にかかわらず必要ありません。**
又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。

2 紙レセプト請求について

○国保一般分、退職者医療分をそれぞれ保険者別にまとめてください。(下図参照)
○請求書への集計は、**制度別の本家入外区分等別に集計してください。**(下図参照)。県内分については公費点数の集計及び記載は不要です。**県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲**してください。
○月遅れ分も合わせて編綴してください。ただし、**医療機関コードが異なる場合は、各々請求書が必要**です。
○国保一般分(公費併用を含む)の**国保組合分**については給付割合が同じ場合でも「本人」と「本人以外(高齢受給者と未就学者を含む)」分を別まとめにしてください。(※集計は合算)
※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できませんのでご注意ください。

◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、**ホッチキス留め**としてください。

◇制度・保険者別でレセプトをまとめてください。**こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。**

◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「一」線(横線)で、抹消してください。

◎**特別療養費(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて**
特別療養費のレセプトは、当該レセプトの上部余白へ**特別療養費と朱書**し、県内・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。
(請求書への集計は不要です。)
※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。

◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については**県外分扱い**となりますので、**請求書の国民健康保険、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出**してください。

◎提出の際は、**県外分と県内分が混在しないよう別まとめ**にしてください。

3 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書の編綴と集計方法について

編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、**法別番号**(43)・(46)・(70)・(71)・(73)・(74)・(75)・(76)・(77)・(78)・(80)・(81)・(82)・(83)・(84)・(85)・(86)・(87)・(88)・(89)・(91)・(92)・(93) **毎にまとめて**ください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

交通事故等の第三者傷害の表示

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☹」の表示を行うとともに、「摘要」欄に**事故対象点数**を記載してください。
お問い合わせは **保険者支援課 088)820-8421** までお願いします。

介護保険の主治医意見書料請求書について

主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送付してください。
受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)です。
お問い合わせは **介護保険課 (088)820-8409** までお願いします。

診療報酬明細書(レセプト) 受付締切日

○診療報酬明細書(レセプト)の**受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)**です。(直接持参分、郵送分とも)

○10 日が土・日・祝日の場合は、**本会事務所**で、9 時から 17 時まで受付します。

○オンライン請求については、毎月 10 日までに請求確定をお願いします。
5~7 日は 8 時~21 時、8~10 日は 8 時~24 時まで請求可能です。
(土・日・祝日を含む。)

※受付締切日は厳守してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内 2 丁目 6 番 5 号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第 1 係 (088)820-8404 第 2 係 (088)820-8405 第 3 係 (088)820-8406
第 4 係 (088)820-8402 第 5 係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413
ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(医科・歯科)

平成 29 年 4 月現在

高知県内の被保険者番号は数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定されています。

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割 (一定以上所得者)	8桁の数字
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133		
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002		
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556		
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636		
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1191		
	宿毛市	39392089	(直)0880 (63) 1112		
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108		
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114		
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506		
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115			
郡	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394		
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181		
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812		
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712		
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214		
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112		
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112		
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113		
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450		
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110		
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211		
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117		
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088		
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213		
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706		
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1170		
	栲原町	39394051	(直)0889 (65) 1170		
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5111		
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314		
四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113			
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111			
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800			

高知県後期高齢者医療広域連合

電話 088 (821) 4526

FAX 088 (821) 4518

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

請求書は、紙レセプト分の請求分について作成してください。**オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内・県外にかかわらず必要ありません。**

又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。

2 紙レセプト請求について

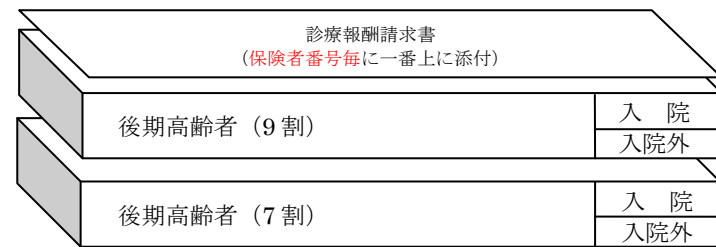
○給付割合毎に、入院、入院外の順にし、**保険者番号毎**に請求書を作成してください。

○請求書への集計は、本家入外区分別に集計してください。(下図参照)。県内分は公費分点数の集計及び記載は不要です。**県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療欄に再掲**してください。又、月遅れ分も合わせて綴じてください。ただし、**医療機関コードが異なる場合は、**各々請求書が必要です。

県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。

※ 請求書は後期高齢者医療用を使用してください。

※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できませんのでご注意ください。



◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、**ホッチキス留め**としてください。

◇**保険者番号毎にレセプトをまとめてください。こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。**

◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。

◎特別療養費(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、当該レセプトの上部余白へ**特別療養費と朱書**し、県内・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。

(請求書への集計は不要です。)

※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。

◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については**県外分扱い**となりますので、請求書の後期高齢者医療、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。

◎提出の際は、**県外分と県内分が混在しないよう別まとめ**にしてください。

介護保険の主治医意見書料請求書について

主治医意見書料請求書をレセプト等と同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送付して下さるようお願いいたします。

受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)です。

お問い合わせは **介護保険課 (088)820-8409** までお願いします。

- 診療報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。国保分と後期高齢者医療分とは別々にまとめて提出してください。

- 交通事故等の第三者傷害の表示についても国民健康保険の記載と同様です。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8406

第4係 (088)820-8402 第5係 (088)820-8407 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>